

# 1 新型コロナワクチン接種等に関するお知らせ（5/16 時点）

国の方針に基づき、新型コロナワクチンの接種を実施しています。最新の情報は右図読み取りをご覧ください。下表のワクチン接種の対象でない人については、初回接種を受けられた5歳以上のすべての人を対象にした「令和5年秋開始接種」の実施が予定されています。ワクチン接種は強制ではありません。効果と副反応のリスクを理解した上で、接種の判断をしてください。

なお、副反応疑い報告数は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へと移行されたことに伴い、広報誌での掲載を終了しました。市HPでは引き続き掲載しています。



詳細はこちら ▲

## ■市で実施中の新型コロナワクチン接種（接種には送付済みの接種券が必要）

	対象	接種期間
令和5年春開始接種	65歳以上の人、5～64歳で基礎疾患のある人、医療従事者等	8月まで※
令和4年秋開始接種	5～11歳	
初回接種	生後6か月以上の人	来年3/31まで

※期間内に1人1回のみワクチン接種可能

- ・使用するワクチンや接種間隔、接種場所、予約方法等は接種券に同封のチラシ、市HPまたは市コールセンターでご確認ください。
- ・6月以降の12歳以上の人へのオミクロン株対応ワクチン接種については、ファイザー BA1 またはモデルナ BA4/5 を主に使用します。
- ・対象者で接種券が届いていない人は、市コールセンター等までお問い合わせください。なお、紛失された人や本市に転入された人は発行・再発行の申請が必要です。
- ・接種対象者で未使用の本市接種券をお持ちの場合はそちらを使用してください。

### 問合先・相談先

市コールセンター（接種の予約、接種券等に関すること）  
☎ 0120・695・890（毎日、9:00～17:00）、  
☎ 072・625・1650

府コールセンター（ワクチンの副反応等に関すること）  
☎ 050・3613・9605（毎日、7:00～22:00）、  
☎ 06・4400・9419

# 2 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の制度変更について

5/8から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へと移行されました。変更後は、一定の移行期間を経て、幅広い医療機関での診療に向けて、医療提供体制や公費支援の内容等が見直されます。移行期間中（9月末まで予定）の主な制度の変更点は下表のとおりです。発熱時の受診相談等は府コロナ府民相談センター☎ 06・7178・4567にご相談ください。詳細は右図読み取りからご覧ください。☎健康づくり課☎ 625・6685



## ■主な変更点

項目	5類移行前（～5/7）	5類移行後（5/8～）
検査	・有症状者等の検査費用を公費支援	・検査費用の公費支援は終了
外来受診	・診療・検査医療機関の受診	・府が指定し公表する「外来対応医療機関」を受診 ・日曜日、休日やお盆期間に発熱患者等の診療・検査を実施している市内医療機関を市HPに掲載
外来・入院医療の費用	・自己負担分を公費支援	・原則、保険診療 ・コロナ治療薬の費用は公費支援を継続 ・入院費用は、高額療養費の自己負担額からおおむね2万円を減額（2万円未満の場合はその額を減額）
陽性者の療養期間	・原則7日間	・法に基づく外出自粛なし ※発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間程度経過するまでは外出自粛を推奨
濃厚接触者の待機期間	・原則5日間	・なし
陽性者登録センターへの登録	・必要	・不要

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

☎問合先、✉メールアドレス、HP ホームページ、☎一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または☎・☎でご確認ください。

### 3 おにクル①大ホール・②多目的ホール・③プラネタリウムの ネーミングライツ（愛称命名権の付与）パートナーが決定

ネーミングライツパートナーを募集し、下記の愛称（企業）に決定しました。期間は、令和5年11/26から令和11年3/31までの約5年4か月間です。今後、広報誌等で愛称を使用し、市民の皆さんに親しまれる施設として利用いただけるよう管理・運営を行っていきます。☎共創推進課☎655・2757

**命名権料（年間）**  
① 400万円  
②③各100万円



大ホール

① **ゴウダホール**  
(ゴウダ株式会社)



多目的ホール

② **きたしんホール**  
(北おおさか信用金庫)



プラネタリウム

③ **きたしんプラネタリウム**  
(北おおさか信用金庫)

### 4 市役所来庁者用の駐輪場を変更

おにクルの建設工事に伴い、市役所本館東玄関前駐輪場（現駐輪場）の一部が使用できません。自転車、バイクの駐輪・駐車には仮設駐輪場もご利用ください（右図参照）。

時6月初旬から、備南館来庁者用駐輪場は使用可、☎総務課☎620・1611



### 5 社会を明るくする運動市民大会を開催

犯罪のない明るい社会を築くことを目的に、毎年7月を強調月間とし、「社会を明るくする運動」が全国で実施されます。本市でも、この運動の一環として少年等の非行防止やその更生への理解と協力をお願いするため、市民大会を開催します。

時7/15(土)、14:00から、所クリエイトセンターセンターホール、内式典、講演「矯正院から少年院へ～100年の歩み～」(浪速少年院院長 倉繁英樹さん)、☎地域福祉課☎620・1634



創設当時の浪速少年院

### 6 ①子育て世帯生活支援特別給付金・②価格高騰緊急支援給付金を支給

電力・ガス・食費等の物価高騰等に直面する①低所得の子育て世帯・②住民税非課税世帯等に対して、①児童1人あたり一律5万円・②1世帯あたり一律3万円を支給します。☎対象や申込方法等詳細は右図読み取り・②広報いばらき7月号に掲載、☎①子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター☎655・0160(6/21～12/22、平日、午前9時～午後5時、それ以外の期間はこども政策課☎620・1625)、②地域福祉課☎620・1634(6月下旬にコールセンターを開設予定)



①



②

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。  
記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、